

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

補助事業全般

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
1	どのような住宅が補助対象となりますか。	<p>○新築後1年以上経過した県内の既存住宅で、戸建て住宅、併用住宅（住宅部分のみ）、共同住宅、長屋が補助対象となります。</p> <p>○令和3年度から、耐震性を有する住宅が補助対象（リフォームと併せて耐震補強等を実施するものを含む）となります。</p> <p>所有形態は、持家、賃貸どちらも対象になります。なお、賃貸住宅では、所有者の同意書を提出していただきます。</p> <p>○「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により財産の処分の制限があります。</p> <p>※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第22条【抜粋】</p> <p>補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し又は譲渡してはならない。</p>
2	この制度における「住宅」の定義はなんですか。	人の居住の用に供する建物、建物のうち人の居住の用に供する部分及び当該建物の同一敷地内に存する付属建築物です。
3	「耐震性を有する住宅」とは、どのような住宅でしょうか。	<p>本事業では、耐震性を有する住宅とは次のいずれかの住宅となります（リフォームと併せて耐震補強等を実施するものを含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年6月1日以降に建築に着手した住宅 ・上記以前に建築に着手した住宅で、「TOUKAI-0」総合支援事業の実施等により耐震性が確保された住宅 ・上記以前に建築に着手した住宅で、耐震診断の結果、耐震性が確認できた住宅 ・上記以前に建築に着手した住宅で、耐震シェルター又は防災ベッドが導入された住宅
4	国、県、市町が実施している住宅リフォーム補助制度と重複した申請はできますか。	国、県、市町が補助する他の補助制度を利用する場合、重複する内容の工事に対して補助を受けることはできません。
5	同一工事について、県のテレワーク対応リフォームの補助金と国のこどもみらい住宅支援事業を重複して申請できますか。	重複して申請できません。

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

補助事業全般

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
6	補助金の申請はいつから受付を開始しますか。	○R5.5.15から申請受付を開始します。 ○申込受付は先着順で予算がなくなり次第終了となります。
7	この制度は来年度以降も続きますか。	本制度は令和5年度限りです。
8	予定より早く制度が終了することはありますか。 またどのように周知されますか。	予算がなくなり次第終了となりますので、予算の執行状況により、予定より早く申請を締め切る場合があります。 県のホームページでお知らせします。
9	工事に着手してから、この制度のことを知りました。今から申込みできますか。	工事着手後の申し込みはできません。
10	すでに工事を始めている場合や工事が完了している場合でも、申請できますか。	○申請できません。契約前に交付決定を受ける必要があります。 ○交付申請書を提出して、交付決定通知書を受け取ってから契約や工事を行うものが対象となります。 ○補助金交付申請から交付決定まで約1ヵ月かかると見込まれますので、余裕を見て提出していただくようお願いします。
11	補助金の申請者は誰になりますか。	○テレワークを行うために県内の既存住宅をリフォームする居住者又は居住予定者（個人）が申請者となります。 ○法人や大家さんは対象外です。 ○令和2年度、令和3年度及び令和4年度（移住者向けテレワーク対応リフォーム補助制度を含む）に本事業により補助を受けた申請者は申請できません。 ○過去、本事業により補助金を受けた住宅については、別の申請者であっても、申請できません。
12	リフォーム施工業者について、登録が必要ですか。	事前登録等の必要はありません。
13	企業の社員住宅、職員住宅や公営住宅、公的住宅は対象ですか。	建物所有者のリフォーム工事に対する同意を得たもので、居住者又は居住予定者が申請する場合対象になります。
14	グループホームや、サービス付き高齢者向け住宅にリフォーム工事をする場合、対象になりますか。	○グループホームや、サービス付き高齢者向け住宅に行われるリフォーム工事も要件を満たす場合は対象になります。 ○特別養護老人ホームや有料老人ホームなどは事業を行うための施設で、住宅には該当しないため対象になりません。

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

補助事業全般

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
15	リフォームの施工業者の条件はありますか。個人経営の大工さん又は大手のハウスメーカーも対象となりますか。	○施工業者については、「静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等」が対象となります。 ○個人経営の大工さんも、県内の事業者であれば対象となります。また、大手ハウスメーカーも県内に支店又は営業所があれば対象となります。
16	住宅所有者以外の者が申請することはできますか。	○賃借人も申請できますが、所有者の同意書を提出していただきます。 ○住宅を所有又は賃貸する者の2親等までの方が申請できます。
17	リフォームをした後に引っ越す予定ですが、対象者になりますか。	○居住予定者も対象者となります。 ○ただし、実績報告の際に住民票など引っ越したことが確認できる書類を添付してください。
18	一戸の住宅で複数の業者が行うリフォームを、それぞれ申請できますか。	○複数の業者が行うリフォームをまとめて一つの申請とすることは可能です。 ○申請は、同一申請者につき1回に限るので、工事毎に何度も申請できません。
19	補助対象工事ではない工事を同時に行なう予定ですが、契約を分けた方が良いですか。	○どちらでも可とします。 ○一体とする場合は、見積書、図面など提出書類の中で対象工事の部分がわかるように記載してください。
20	一戸の住宅に居住する二人がそれぞれリフォームする場合、別々に申請することはできますか。	○申請は、同一住宅につき1回に限ります。 ○令和2年度、令和3年度及び令和4年度（移住者向けテレワーク対応リフォーム補助制度を含む）に本事業により補助を受けた住宅は申請できません。
21	別荘（セカンドハウスなど）は対象となりますか。	○別荘（セカンドハウスなど）も対象となります。 ○この場合、申請住宅が別荘利用であることを、属性別添付書類（メモ書き可）に記載してください。

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

補助事業全般

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
22	いわゆる二世帯住宅でリフォーム工事をする場合、それぞれ別々に申請できますか。	○二世帯住宅の戸数の数え方は、住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等における戸数の算定によります。 ○具体的には内部の構造が自由に行き来できるのであれば1戸、内部で行き来できず、独立性が高い場合は2戸として扱います。 ○住所が号室等で別れていれば、別々に申請することが可能です。なお、別途、函面等の追加書類等を求める場合があります。
23	法人である事業者が所有している住宅を本事業によりリフォームして販売する場合、補助の対象となりますか。	○本事業は個人が申請する場合のみ対象です。 ○個人が申請者でも販売目的の場合は補助対象外です。
24	買取再販業者が行うリフォームは、対象になりますか。	個人が行うリフォームが対象のため、買取再販業者が行うリフォームは対象外です。
25	空き家の所有者個人がリフォームを行い、売却する場合は対象になりますか。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に定める財産の処分の制限に抵触するため、対象外です。
26	県外の住民が申請できますか。	○県内の住宅へ居住予定であれば申請できます。 ただし、県内にある住宅の売買契約書及び重要事項説明書等を提出していただく必要があります。
27	申請者と居住者は異なっても良いですか。(親が、離れて暮らす子の住宅の改修を申請する場合など。)	居住者又は居住予定者が申請者となるため、申請できません。
28	リフォーム工事前の調査や工事中、工事完了後の検査などはありますか。	○原則、書類審査のみです。 ただし、提出された書類について、不明な点や内容を確認する必要があると認められる場合は、関係書類や現地の確認を行う場合があります。 ○テレワーク対応リフォームの先進事例として、申請者の同意の上、現地を見せていただく場合があります。
29	補助対象工事金額に消費税は含まれますか。	補助対象工事費に消費税は含まれます。

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

補助事業全般

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
30	補助対象費用はどのようなものですか。	<p>○補助対象工事に要する経費のうち、工事費または工事請負費です。</p> <p>○工事においてはビスや接着剤等で住宅の一部に固定していただく必要があります。容易に動かすことができる固定方法は補助対象外となります。</p>
31	リフォームの際の解体工事費も、対象工事費に含まれますか。	補助対象工事を行なうために必要な解体工事費は対象工事費に含めることができます。
32	リフォーム工事に要する費用には、設計費・調査費も含まれますか。	リフォーム工事に要する費用には、設計費・調査費は含みません。
33	申請に費用はかかりますか。	申請時に必要な提出書類の準備（登記簿謄本の取得代等）は、申請者のご負担になります。
34	補助金は課税対象になりますか。	<p>○補助金は経済的利益となり、一時所得として所得税の課税対象になると考えられます。具体的な取扱いは、税務署又は税理士に御確認ください。</p> <p>※一時所得の金額の計算においては、最高50万円の特別控除の適用があります。</p> <p>○補助金が付与された住宅について、住宅ローン減税等の税額控除の適用を受ける場合には、住宅の取得対価等の額から補助金の額を差し引いて控除額を計算する必要があります。</p>
35	補助金を受けてリフォームした住宅を売却することになりましたが、手続きが必要ですか。	<p>○本事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、補助金の返還が必要になる場合があります。</p> <p>※法第22条【抜粋】</p> <p>補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し又は譲渡してはならない。</p>
36	工事完了や引越し、入居はいつまでにする必要がありますか。	<p>○工事完了後に提出する「完了実績報告」の提出締切については県のHP等を確認し、締切に間に合うように工事を完成させてください。</p> <p>○引渡し、入居については特に期限を設けておりませんが、補助金の効果、目的を達成するため、早めの入居をお願いします。</p>

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

補助事業全般

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
37	過去に別の補助金を受けている住宅を、今回リフォームした場合、対象になりますか。	<p>○過去に補助金の交付を受けていても、要件を満たすリフォームを行えば、対象となります。</p> <p>ただし、今回のリフォーム工事で撤去等を行うことにより、過去に受けた補助金の交付要件等に抵触することがないか、当該補助金の実施主体に確認した上で、本制度の実施を検討してください。</p> <p>○令和2年度、令和3年度及び令和4年度（移住者向けテレワーク対応リフォーム補助制度を含む）に本事業により補助を受けた住宅又は申請者は、対象外となります。</p>
38	分譲マンションの管理組合が行うリフォームは対象になりますか。	個人が行うリフォームが対象のため、管理組合が行うリフォームは対象外です。
39	倉庫、店舗等（住宅以外の用途）からリフォーム時に住宅に用途変更（コンバージョン）した場合、対象住宅になりますか。	既存住宅を対象としているため、対象外です。
40	DIY（自ら行うリフォーム）は、対象になりますか。	DIY（自ら行うリフォーム）は、対象外です。
41	自分で買った材料を大工さんに施工してもらう場合、対象になりますか。	<p>施工費のみ補助対象になります。</p> <p>自分で購入した材料は、補助対象外です。</p>
42	自分(申請者)が経営している会社は施工者としていいですか？	<p>○申請者自らが経営している個人事業者は施工者とはできません。</p> <p>○申請者が施工者の代表取締役や役員等であっても、施工者が法人格を有しており、個人(申請者)と法人(施工者)で請負契約が締結できれば、当該法人を施工者とすることが出来ます。</p>
43	テレワーク対応リフォームを大工である自分が施工し、新たなライフスタイル対応リフォームを他の業者が施工する場合、補助対象になりますか。	○大工である自分が行う工事は補助対象外であり、さらに、新たなライフスタイル対応リフォームは、「テレワーク対応リフォーム事業に係る補助金の交付を受ける見込みのある場合」に補助対象になるため、すべて補助対象外となります。

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

補助事業全般

(赤字：R5 主な修正点)

No	質問	回答
44	テレワーク対応リフォームを他の業者が施工し、新たなライフスタイル対応リフォームを大工である自分が施工する場合、補助対象になりますか。	他の業者が施工するテレワーク対応リフォームは補助対象になりますが、大工である自分が行うライフスタイル対応リフォームは補助対象外となります。